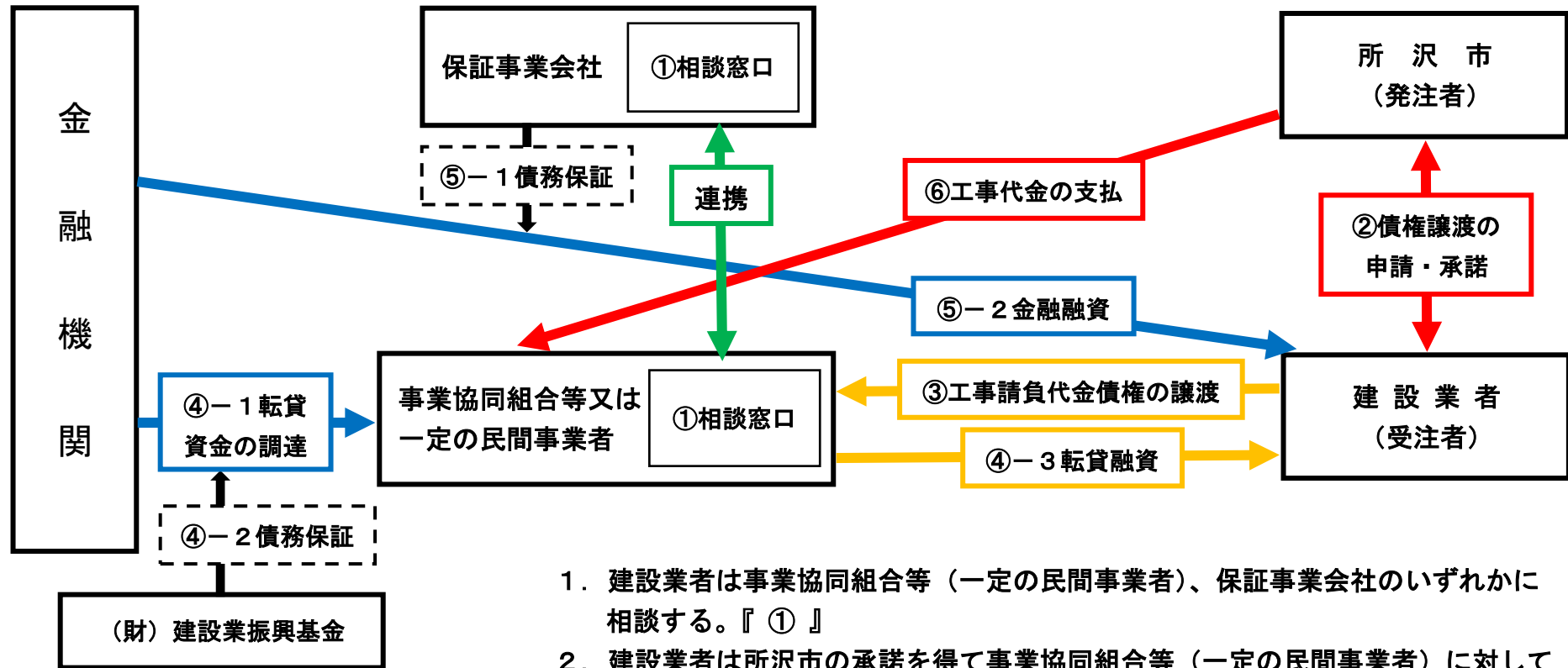


地域建設業経営強化融資制度

建設業者（受注者）が所沢市（発注者）に対して有する工事請負代金債権について、資産の流動化を促進することにより建設業者の資金調達の円滑化を推進します。



1. 建設業者は事業協同組合等（一定の民間事業者）、保証事業会社のいずれかに相談する。『①』
2. 建設業者は所沢市の承諾を得て事業協同組合等（一定の民間事業者）に対して債権譲渡する。『②・③』
3. 建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資を受けられる。『④・⑤』